

梨の販売にあたっての表示基準について

鳥取県生活環境部くらしの安心局
消費生活センター
令和8年8月

食品表示法、県条例（消費生活の安定及び向上に関する条例）及び県告示（なしについての表示基準）に基づく梨（日本梨）の販売に関する表示基準は次のとおりですので、消費者が容易に商品選択をすることが可能となるよう、表示基準に従った適正な表示をお願いします。

◇昨年の調査では、以下について表示が見られないケースが多く報告されています。
特に表示への御配慮をお願いします。

箱売り、かご売りの際、販売事業者名・所在地・電話番号の表示がされていない

⇒取り扱われている全ての箱に記載があるかご確認ください。

特に、「電話番号」の表示もれが多く見られましたので、仕入れ品などへの追加表示（販売事業者名の記載されたゴム印、シールの貼付など）をお願いします。

1 梨の形状を確認することが困難な容器で販売する場合 ⇒ 箱売りなど

【注意！！】二十世紀とその他の品種では表示すべき項目が異なります。

① 二十世紀の場合

【箱に表示するもの】

【札に表示するもの】

（原産地・名称）	品種名	（大きさ）	重量	個数	販売年月日	販売事業者
（鳥取県産・梨）	二十世紀	（L）	10kg	36	令和7年9月1日 ※領収書（伝票）で 確認できる場合は 不要	名称：〇〇 住所：△△ 電話：××

（原産地・名称 鳥取県産・梨）
価格 5,000 円
（大きさ L）

※「原産地・名称」「大きさ」は箱もしくは札のいずれかに表示。

② その他の品種の場合

【箱に表示するもの】

【札に表示するもの】

（原産地・名称）	品種名	重量	個数	販売年月日	販売事業者
（鳥取県産・梨）	新甘泉	10kg	36	令和7年9月1日 ※領収書（伝票）で 確認できる場合は 不要	名称：〇〇 住所：△△ 電話：××

（原産地・名称 鳥取県産・梨）
価格 5,000 円

※「原産地・名称」は箱もしくは札のいずれかに表示。

2 梨の形状を確認することができる容器で販売する場合 ⇒ かご売り等

【かご（封入用ラベル類含む）に表示するもの】

【札に表示するもの】

（原産地・名称）	（鳥取県産・梨）
品 種 名	二十世紀
個 数	5 個入
販 売 年 月 日	令和7年9月1日 ※領収書（伝票）で確 認できる場合は不要
販 売 事 業 者	名称：〇〇 住所：△△ 電話：××

（原産地・名称 鳥取県産・梨）
価格 1,000 円

※「原産地・名称」はかごもしくは札のいずれかに表示。

3 梨を容器に封入せず店頭陳列して販売する場合 ⇒ 盛り売り、バラ売り等

※外見から梨の状態や個数を確認可能で、かご以外の簡易な容器に入れて販売するものを含みます。

【札に表示するもの】

原産地・名称 鳥取県産・梨
品種名 二十世紀
価格 200 円

※商品ごとに価格が異なる場合は、札に「●●円～」
「価格は各商品に表示」などと記載し、
それぞれの商品に価格を表示してください。

4 食品表示法により表示又は掲示が定められている事項

⇒ 容器包装の有無にかかわらず、表示等が必要です！

表 示 事 項	表示方法
① 名 称【一般的な名称を表示（例）なし、二十世紀梨等】	・商品に近接した掲示 その他の見やすい場所 に表示
② 原産地【都道府県名を表示。なお、市町村名その他一般に 知られている地名を表示することも可】	・消費者に分かりやす く、誤認を与えないよ うに表示

◇インターネット通信販売を行うにあたっては、特定商取引に関する法律（昭和52年法律第57号）が適用されますので、用法に定める表示義務等にご注意ください。

＜参考：表示事項＞

- ①販売価格（送料についても表示が必要）
- ②代金の支払い時期、方法
- ③商品の引渡時期
- ④商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項
（その特約がある場合はその内容）
- ⑤事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
- ⑥事業者が法人であって、電子情報処理組織を利用する方法により広告をする場合には、
当該販売業者等代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名
- ⑦申込みの有効期限があるときには、その期限
- ⑧販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときには、その内容およびその額
- ⑨商品に隠れた瑕疵がある場合に、販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- ⑩いわゆるソフトウェアに関する取引である場合には、そのソフトウェアの動作環境
- ⑪商品の売買契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び販売条件
- ⑫商品の販売数量の制限等、特別な販売条件があるときには、その内容
- ⑬請求によりカタログ等を別途送付する場合、それが有料であるときには、その金額
- ⑭電子メールによる商業広告を送る場合には、事業者の電子メールアドレス

【問合せ先】

●鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター（〒683-0043鳥取県米子市末広町294番地）
TEL（0859）34-2760 FAX（0859）34-2670

（食品表示法関係）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

TEL（0857）26-7211 FAX（0857）26-8171